

特許権設定登録通知書

特許料納付期限日

特許番号 第 7 5 6 9 5 9 0 号
登録日 令和 6 年 1 0 月 9 日
出願番号 特願 2 0 2 3 - 5 7 0 3 7 2
出願日 令和 5 年 7 月 7 日
請求項の数 3 0
納付年分 第 3 年分まで
納付金額 1 3, 2 9 0 円
納付日 令和 6 年 9 月 3 0 日
設定登録時の特許料の減免を認めました。

納付年分	納付期限日
第 4 年分	令和 9 年(2027年) 1 0 月 9 日
第 5 年分	令和 1 0 年(2028年) 1 0 月 9 日
第 6 年分	令和 1 1 年(2029年) 1 0 月 9 日
第 7 年分	令和 1 2 年(2030年) 1 0 月 9 日
第 8 年分	令和 1 3 年(2031年) 1 0 月 9 日
第 9 年分	令和 1 4 年(2032年) 1 0 月 9 日
第 1 0 年分	令和 1 5 年(2033年) 1 0 月 9 日
第 1 1 年分	令和 1 6 年(2034年) 1 0 月 9 日
第 1 2 年分	令和 1 7 年(2035年) 1 0 月 9 日
第 1 3 年分	令和 1 8 年(2036年) 1 0 月 9 日
第 1 4 年分	令和 1 9 年(2037年) 1 0 月 9 日
第 1 5 年分	令和 2 0 年(2038年) 1 0 月 9 日
第 1 6 年分	令和 2 1 年(2039年) 1 0 月 9 日
第 1 7 年分	令和 2 2 年(2040年) 1 0 月 9 日
第 1 8 年分	令和 2 3 年(2041年) 1 0 月 9 日
第 1 9 年分	令和 2 4 年(2042年) 1 0 月 9 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重 要

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から 2 0 年）までの各年について、所定の特許料納付書を特許庁に提出する必要があります。
- ・なお、第 4 年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。
- ※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください）。
- ・第 4 年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後 6 ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

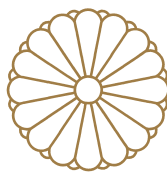
『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1 (代表)

特許担当 内線 2 7 0 8



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 7569590 号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

簡単に取り外し可能で交換可能な電池を備えた
タイヤ空気圧監視システム (TPMS) センサ

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 コロラド州 80027, ス
ーペリア, オーパル レーン 3347

国籍・地域 アメリカ合衆国

アストラ センサー テクノロジーズ
コーポレーション

発明者
(INVENTOR)

ハエセメヤー, クリスティアン

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願 2023-570372

出願日
(FILING DATE)

令和 5 年 7 月 7 日 (July 7, 2023)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 6 年 10 月 9 日 (October 9, 2024)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6 年 10 月 9 日 (October 9, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太

